

資料 2

平成 29 年 10 月 3 日  
戦 略 企 画 部  
総 務 部

平成 30 年度  
三重県経営方針 (案)

平成 29 年 10 月  
三 重 県

# 目次

1	平成30年度の三重県経営に向けて	1
2	注力する取組方向	2
(1)	三重で学び働く～人材育成・確保と働き方改革	2
(2)	三重で育む～全ての子どもが希望とチャンスをつかむ社会的支援	3
(3)	三重を強く豊かに～防災・減災対策とインフラ整備	4
(4)	三重で生きる～安心を提供する医療・介護・福祉の充実	6
(5)	三重で躍動する～人が輝くスポーツの推進	7
(6)	三重が選ばれる～地域力・営業力のさらなる強化	8
3	行政運営	11

## 三重県経営方針について

- 「三重県経営方針」は、三重県政を推進するにあたっての基本となる毎年度の方針であり、「みえ県民カビジョン」を推進する「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」において起点となるPlan（計画）に位置するものです。
- 「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」においては、人口減少への対応に重点的に取り組むこととし、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」で位置付けた取組の中から、毎年度特に重点化する内容を選定して取り組んでいくこととしています。人口減少以外の課題についても、社会経済情勢の変化や各種取組の進捗等の状況を的確にとらえ、重点化を図っていくこととしています。

## 1 平成 30 年度の三重県経営に向けて

平成 30 年度は、「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」の後半に入ります。「幸福実感日本一の三重」の実現に向けて、これまでの取組の成果と課題を踏まえより効果的に施策を推進するとともに、協創の取組を進める必要があります。

県民の皆さんに、三重県で生まれ、暮らして、日本一幸福だと実感していただくためには、皆さんの明日への不安を取り除き、暮らしや経済が良くなっていくと実感できるように、また、将来世代も含め皆さんが夢や希望の実現に向けて前に進んでいけるように、三重づくりを進めることが今を生きる私達の使命です。財政が深刻な状況にあっても、安全・安心の確保に向けた取組を着実に進めるとともに、三重の未来を切り拓くための攻めの取組に全力で挑戦していかなければなりません。

昨年 4 月の熊本地震や本年 7 月の九州北部豪雨など、命や暮らしを脅かす大規模自然災害が各地で頻発しており、三重県でもこうした災害の教訓等を踏まえた一層の備えが求められています。

また、人口減少について、本県では人口の流出に歯止めがかかっておらず、依然厳しい状況にあります。有効求人倍率が高水準で推移するなど、生産年齢人口の減少等とあいまって深刻な人手不足が続いており、県内の産業や医療・介護等の現場に与える影響が懸念されています。

子どもたちを取り巻く環境も依然として厳しいものがあり、貧困やいじめ、児童虐待などの問題が地域社会に影を落としています。

一方、今後に目を向けると、来年、三重県で全国高等学校総合体育大会(インターハイ)が開催され、3年後に東京オリンピック・パラリンピックが、その翌年(2021年)には第76回国民体育大会「三重とこわか国体」及び第21回全国障害者スポーツ大会「三重とこわか大会」が開催されます。また、第63回神宮式年遷宮(2033年)に向けて、山口祭(2025年)をはじめ諸行事が始まり、その翌年(2026年)には三重県政150年の節目を迎えます。さらに、新名神高速道路や東海環状自動車道等の道路網の整備が進み、リニア中央新幹線東京～名古屋間が開業(2027年)するなど、三重県と大都市を結ぶ高速交通ネットワークが概成します。

これからの10年間を見通したとき、三重県がさらなる発展を遂げるための大きなチャンスが訪れようとしています。

こうした状況を踏まえ、平成30年度は、持続可能な行財政運営に向けて「三重県財政の健全化に向けた集中取組」を着実に進める中で、次にお示しする6つの取組方向に注力して県政を進めていきます。

## 2 注力する取組方向

### (1) 三重で学び働く～人材育成・確保と働き方改革

若者や子育て世代の転出超過が続く中、昨年来、中小企業を中心に人手不足が深刻化しており、これまで以上に地域社会や産業を支える人材の育成・確保に、しっかりと取り組む必要があります。

国においては、人生 100 年時代を見据え「人づくり革命」の議論が始まっており、こうした動きも視野に入れながら、一人ひとりの輝く未来と希望に満ちた社会の創造に向け「三重県教育施策大綱」に基づく取組を加速させるとともに、誰もが能力を発揮し、いきいきと働くことができる環境整備に取り組んでいきます。

- 平成 29 年 8 月の有効求人倍率は 1.62 と、依然高い水準が続いており、就業地別の倍率では全国でも上位となっています。人手不足の解消に向け、若者や子育て世代の方々に三重県を働く場として選んでもらうこと、働く意欲のある女性や障がい者の方々がいきいきと活躍できるようにすることが重要であり、働き方改革や人手不足が著しい特定業種での取組、農福連携による障がい者の社会参画支援等の取組を進めます。
- 平成 29 年度中に策定予定の「三重県ダイバーシティ推進方針（仮称）」に基づき、気運醸成のための啓発など、ダイバーシティ社会の実現に向けた取組を進めます。
- 次代の農林水産業を担う高い経営感覚を持った人材を育成するため、準備を進めてきた「みえ農業版 M B A 養成塾」を開設するとともに、平成 31 年度開講予定の「みえ森林・林業アカデミー」についても、平成 30 年 10 月にプレ開講を行うなど、取組を加速させます。
- 海外展開も視野に入れた県内のものづくり・成長産業の振興に向け、引き続き航空宇宙産業や食関連産業の人材育成等に取り組めます。
- 平成 29 年度全国学力・学習状況調査の結果は、小中学校合わせた 8 教科中 7 教科が全国の平均正答率を下回るという大変厳しい結果となりました。一方、中学校では、平均正答率が小学校 6 年生時と比べて全教科で全国との差が大きく改善されるなど、一定の成果も見られました。子どもたちの学力の向上をめざし、学校の課題に応じた支援、教員の指導力向上に向けた取組、家庭・地域と一体となった取組等を一層推進します。
- 平成 30 年度からの「道徳」の教科化も踏まえ、物事を多面的・多角的にとらえ、自らの生き方についての考えを深める道徳教育を進め、子どもたちのより良く生きようとする意欲や実践力を育みます。

- ・ 平成 29 年 3 月に策定し本格展開を始めた「みえ家庭教育応援プラン」に基づき、子どもたちの豊かな未来の実現に向け、「子育ての喜び」を共に育む家庭教育応援の取組を進めます。
- ・ 幼児期は子どもが心身ともに健やかに成長していくうえで大切な時期であり、幼児教育の充実に向けて、効果的な指導を促進し、子どもたちの自己肯定感や自主性、思いやりの心を育むとともに、家庭と連携して生活習慣の定着に取り組めます。
- ・ 伊勢志摩サミットの成果を次世代に継承するため、自らの考えを伝え、自らのアイデンティティを持ちながら、異なる文化・伝統に立脚する人々と協働できる、地球規模の視野で物事を考え地域の視点に立って行動できるグローバル人材を育成します。
- ・ 県内高等教育機関の魅力向上等により若者の県内定着を図るため、県内高等教育機関相互の連携による取組を促進するほか、高等教育機関及び地域産業の振興を図る国による新たな支援制度の活用を進めます。

## (2) 三重で育む～全ての子どもが希望とチャンスをつかむ社会的支援

家庭の経済状況により貧困の中で希望を持ってない子どもや、虐待やいじめにより苦しんでいる子どもなど、社会の支援を必要としている子どもたちがまだまだたくさんいます。

全ての子どもたちが生まれ育った家庭環境にかかわらず、愛情や優しさを感じながら健やかに育つことができるよう、さまざまな主体との連携を一層強化し、子どもの貧困対策や社会的養護の推進、児童虐待・いじめの防止等に向けた取組を充実させていきます。

- ・ 平成 28 年国民生活基礎調査（厚生労働省）によると、我が国の子どもの貧困率は 13.9%と 12 年ぶりに改善されたものの、依然として 7 人に 1 人が貧困状態にあります。貧困家庭の子どもへの学習支援を拡充するなど、子どもの貧困の連鎖解消に向けた取組を強化します。
- ・ 経済的な理由から医療費負担が困難な家庭の子どもが、安心して必要な医療を受けられるようにするため、福祉医療費助成制度について、現物給付導入の効果や優先順位を踏まえ、市町等関係機関との調整を進めます。
- ・ 平成 28 年の児童福祉法改正を受け、家庭に近い環境での養育の推進等を目的として、国の検討会から「新たな社会的養育ビジョン」が公表されました。今後、現場の皆さんの思いを大切にしながら関係者と議論を深め、引き続き子どもたちの自立支援など、社会的養護の取組を推進します。

- ・ 県内の児童相談所が対応した児童虐待相談件数について、平成 28 年度は 1,310 件と過去最多を更新し、5 年連続で 1,000 件を超える状況となっています。9 月のカナダ訪問で得たさまざまな情報も活用しながら、関係機関とも連携し児童虐待の防止に全力で取り組みます。
- ・ いじめは誰にでもどこでも起こりうるものであり、学校だけの問題ではなく社会全体の問題です。子どもに関わる全ての大人が意識を高め、学校内外のいじめの防止に取り組むとともに、子どもたちが傍観者になることなく、いじめの問題を主体的に考え、行動することをめざす「いじめ防止条例（仮称）」を平成 29 年度中に制定し、社会総がかりでいじめの問題の克服に向け、積極的に取組を進めます。SNS を活用した相談窓口など、子どもたちが相談しやすい体制づくりを進めます。
- ・ みえ県民意識調査の分析から、「地域社会の中で子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」の低下は、子育ての現役世代及び子育てに今後関わる層に、取組の成果が実感として届いていないことが要因の一つと考えられます。企業や大学、市町等との協創をより重視し、子育て家庭を支援する取組を進めていきます。
- ・ 「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」の推進については、こうした子どもたちへの支援の取組のほか、出逢い支援や男性の育児参画の促進に引き続き取り組むとともに、さまざまな主体と連携して少子化対策を進めるための気運醸成を進めます。

### (3) 三重を強く豊かに～防災・減災対策とインフラ整備

東日本大震災の発災から 7 年目を迎える中、全国知事会において被災者支援の継続や災害に強い国家の創造をめざす「岩手宣言～千年国家の創造～」が採択されました。三重県においても、いつ発生してもおかしくない大規模自然災害の被害を最小限に抑えるため、これまでの教訓を踏まえハード・ソフトの対策を強化していきます。また、大規模イベントの開催等を見据え、テロの未然防止に取り組みます。

今後、県内において大規模なスポーツ大会が開催され、式年遷宮に向けた諸行事も始まります。これらのチャンスをしっかりとつかんで地域の活性化につなげるため、交流の拡大等に資するインフラ整備を推進していきます。

- ・ 東日本大震災や紀伊半島大水害などの教訓を踏まえ、これまで防災・減災対策を充実・強化してきたところですが、近年も全国各地で地震災害や豪雨災害が頻発しており、最新の知見等により新たな課題も顕在化しています。三重県は近い将来の南海トラフ地震発生も懸念されることから、新

たに平成 29 年度中に策定する「三重県防災・減災対策行動計画（仮称）」や「三重県広域受援計画（仮称）」に基づき、年々激しさを増す大規模自然災害や発災後の早期復旧に備え、ハード・ソフト両面から効果的な対策を推進します。

ハード面では、頻発する自然災害による被害を軽減するため、河川、砂防、治山、海岸及び漁港施設、農業用施設の整備等を進めます。

ソフト面では、新たな計画のスタートに合わせ、防災・減災に関する喫緊の課題の解決に向けた取組を着実に推進するとともに、国、県、市町、防災関係機関等が一層連携した態勢づくりを進めます。

- ・ 三重県内の刑法犯認知件数が減少傾向にある一方で、平成 28 年のサイバー犯罪等に関する警察への相談件数は 5 年前の約 2.5 倍に増加しており、サイバー犯罪に対する県民の不安は高まっています。サイバー空間の脅威から県民を守るため、サイバー空間への対処能力の向上を図ります。
- ・ テロを未然に防ぐための環境の構築に向け、伊勢志摩サミットを契機に発足した、官民一体でテロ対策を推進する「テロ対策パートナーシップ」の取組を継続します。
- ・ 県内外との交流・連携や地域の経済活動を支える広域交通ネットワークの形成に向け、平成 30 年度には、新名神高速道路の新四日市 JCT～亀山西 JCT（仮称）間や東海環状自動車道の東員 IC～大安 IC（仮称）間、霞 4 号幹線が開通予定であり、熊野尾鷲道路等も含め、引き続き高規格幹線道路等の整備を着実に推進するなど、厳しい財政状況にあっても、真に必要なインフラ事業については優先順位を高くし、整備を進めていきます。
- ・ 交通事故死者数の減少や交通事故の抑止に向けて、交通安全施設の整備に取り組みます。
- ・ リニア中央新幹線開業に伴う波及効果を最大化するため、リニア事業で先行する愛知県、岐阜県及び名古屋市と連携した取組を進めます。また「三重・奈良・大阪ルート」と駅位置の早期確定及び 1 日も早い全線開業をめざし、奈良県、大阪府とも緊密に連携して的確に準備を進めていきます。

#### (4) 三重で生きる～安心を提供する医療・介護・福祉の充実

医療・介護・福祉について、現場における人材不足や社会保障経費の増大といった課題も踏まえ、国や市町等と連携し、県民の皆さんのニーズに適切に対応していく必要があります。

国民健康保険の安定的な財政運営等を確保するため、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村とともに国保の運営を担うこととなりました。また、「三重県地域医療構想」を実現するためには、効率的かつ質の高い医療提供体制とともに、地域包括ケアシステムの構築が不可欠であり、県内各地域における早期の構築に向け、取組の一層の推進が求められています。

誰もが住み慣れた地域で、質の高い医療・介護・福祉サービスを受けることができるよう、「三重県医療計画」や「三重県がん対策戦略プラン」、「みえ高齢者元気・かがやきプラン」、「みえ障がい者共生社会づくりプラン」に基づき、取組を着実に推進していきます。

- ・ 「三重県地域医療構想」の実現に向け、地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化・連携を適切に推進します。
- ・ 医師、看護職員の確保については、若手医師のキャリア形成を支援しながら地域偏在の解消をめざすほか、医師や看護職員の勤務環境改善等に取り組めます。
- ・ 医療現場の医師の働き方を変え、医師及び患者の負担軽減につなげるため、ICTを活用した遠隔医療と担当医師による対面診療を組み合わせた効果的・効率的な医療を促進します。
- ・ 平成30年度から全ての市町が実施する在宅医療・介護連携推進事業に対して広域的に支援を行うとともに、医療・介護分野の多職種連携を促進しながら、地域包括支援センターの機能強化、認知症対策や介護予防等サービスの充実など、地域包括ケアシステム構築に向けた取組を進めます。
- ・ 介護関係の職種が依然として人材不足の状況にあることから、県福祉人材センターによるマッチング支援や介護職場の魅力発信など、人材確保とその定着に向けた取組を進めます。また、特別養護老人ホームの入所待機者の解消に向け、介護施設の整備を促進します。
- ・ 平成28年4月に障害者差別解消法が施行され、障がい者差別解消条例の制定が検討されている中、障がいの有無により分け隔てられることのない社会の実現に向け、障がい者差別の解消を図るための取組を進めます。
- ・ 障がい者の地域移行を進めるため、グループホーム等の整備を支援するとともに、医療的ケアが必要な障がい児（者）とその家族の支援に取り組めます。



- ・ 県民の健康増進と医療費の適正化を図るため、保険者努力支援制度も活用し、市町と緊密に連携しながら取り組んでいきます。
- ・ 県立一志病院は、住民が安心して最期まで暮らし続けることのできる、最適な地域包括ケアシステムを構築していくうえで核となる必要があり、適切な役割分担のもと市との連携を一層強化し、引き続き、他地域のモデルとなる取組を展開していきます。

## (5) 三重で躍動する～人が輝くスポーツの推進

平成 30 年度は、「みえのスポーツイヤー<sup>※</sup>」の 2 年目となります。来年に迫ったインターハイ「2018 彩る感動 東海総体」や、4 年後の三重とこわか国体・三重とこわか大会を通じて、県民の皆さんの一体感を醸成し、地域の発展につなげていくことが重要です。

記憶に残る、三重らしいインターハイとするため、しっかりと準備を進め成功させます。また、東京オリンピック・パラリンピックに向けた PR の機会等を捉え、三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催気運を高めるとともに、選手の育成を進めていきます。

※「みえのスポーツイヤー」とは、2017 年を起点とした三重とこわか国体・三重とこわか大会が開催される 2021 年までの 5 年間を指します。

- ・ 来年 7 月から 8 月にかけて開催するインターハイの成功に向け、「三重に来てよかった」「また来たい」と思ってもらえる大会となるよう、多くの高校生が開催の準備や運営を「支える」立場から、PR 活動やおもてなし等に主体的に取り組めます。総合開会式については、温かく思い出に残る式典、歓迎演技となるよう準備を進めます。競技大会については、参加する選手が積み上げてきた練習の成果を遺憾なく発揮できるよう、会場地市町と万全の体制で取り組んでいきます。
- ・ 競技力向上のため、選手の育成・強化や指導者の養成・確保、子どもたちの体力の向上に努めます。特に、昨年の「希望郷いわて国体」において、成年種別に比べ少年種別の成績が振るわなかったことから、今後、ジュニア・少年選手の育成・強化を一層進めます。また、素質のあるジュニア・少年選手を着実に成長させるため、優れた指導者の養成や指導体制の構築に取り組めます。
- ・ 日本国内での盛り上げを図るための「東京 2020 オリンピック・パラリンピックフラッグツアー」として、三重県での実施が予定されているフラッグの巡回について、三重とこわか国体・三重とこわか大会開催決定イベントなど、県内のスポーツイベントと連携させることで、効果的に国体等の PR を行います。

- ・ 三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催に向け、会場地市町や各競技団体等と連携し着実に準備を進める中、企業や団体、県民の皆さんからも幅広い支援をいただけるよう、平成30年8月から募金・企業協賛制度の取組を進めていきます。
- ・ 市町とも緊密に連携し、東京オリンピック・パラリンピックやラグビーワールドカップのキャンプ地誘致等に取り組めます。
- ・ 障がい者の自立と社会参画、県民の皆さんの障がい者への理解につながることから、障がい者スポーツを引き続き積極的に推進していきます。三重とこわか大会から正式競技となるボッチャについては、重度の身体障がいのある方が参加する競技であることも踏まえ、平成30年3月に三重県で開催される日本初の国際大会の運営も参考にしながら、三重とこわか大会等において十分な対応ができるよう的確な準備を進めます。

## (6) 三重が選ばれる～地域力・営業力のさらなる強化

伊勢志摩サミットにより、三重県の魅力が全国・世界に発信され、「日本の文化聖地」として内外に印象付けられたことで、三重県の知名度は飛躍的に向上し、来訪者の増加などの波及効果が生まれました。

サミット開催から1年以上が経過し、その効果を今後も持続させるため、インバウンドの拡大や県産食材の海外展開等に向けて、東京オリンピック・パラリンピックなどのチャンスを最大限に生かすことが課題となっています。

国内外の皆さんの三重県への関心をさらに高め、さまざまな分野で選んでもらえるよう、資源の磨き上げや情報発信等の取組を強化していきます。

- ・ 三重県の平成29年1月から7月の間の延べ宿泊者数は、前年の同時期に比べ減少しています。観光事業者やDMO等と連携しながら、三重県の魅力の発信や体験メニューの充実などの魅力的な観光地づくりを進めることで、観光消費額の増加につなげていきます。国内では宿泊者の割合が最も高い関西からの誘客促進に重点的に取り組めます。また、海外からの個人旅行者（FIT）に対応するため、SNS等を活用した情報発信を強化するとともに、ゴルフツーリズムの推進などのインバウンド誘致、国際会議等MICE誘致に全力で取り組めます。
- ・ 四日市港を三重県のインバウンドの新たなゲートウェイとして、外国客船の誘致に取り組み、県内各地への誘客につなげていきます。
- ・ 美しい自然・景観、歴史・文化、豊かな食など、「三重ならではの」の地域資源を最大限に生かし、伊勢志摩国立公園の世界水準のナショナルパーク化に向けた取組や三重県の豊かな自然をまるごと体験する取組等を一体的

に促進し、他県等に先駆けたエコツーリズムを展開します。

- ・ 平成 31 年の熊野古道世界遺産登録 15 周年に向けて、市町や関係団体等と連携しながら、東紀州地域への来訪を促進する取組を強化します。また、東紀州の地域資源を活用した産業の振興や交流の拡大を一層進めます。
- ・ 複数市町が連携した若者の定住促進に向けた取組を支援するとともに、地域おこし協力隊等の人材育成を進めることで、南部地域の活性化を図っていきます。
- ・ 平成 28 年度に県や市町の施策を通じて移住された県外からの移住者が前年度比約 65%増の 205 人となり、三重県に移住される方が着実に増加しています。この流れを加速させるため、引き続き「ええとこやんか三重 移住相談センター」を拠点とした魅力的な情報発信・提案を行っていきます。
- ・ 開幕まで 3 年を切った東京オリンピック・パラリンピックをチャンスと捉え、三重県の食材等が大会で活用されるだけでなく、大会後の国内取引や海外展開につながるよう、国際水準 G A P 等の認証取得のための支援や、今後選定されるケータリング事業者等へのプロモーションなどの取組を進めます。
- ・ ジビエのブランド力向上と消費拡大に向けて、安全で良質なジビエを消費者に提供できるよう、国とも連携し、捕獲から搬送・処理加工までが一体となった「みえモデル」の整備に取り組みます。
- ・ 日 E U ・ E P A の大枠合意や台湾における日本産牛肉の輸入解禁なども踏まえ、県産農林水産物の競争力強化と戦略的なプロモーションに取り組みます。
- ・ 食関連産業のさらなるステージアップを図るため、「みえ食の産業振興ビジョン」に基づき、ローカルブランディングの推進やグローバル市場の獲得などに取り組みます。
- ・ 引き続き、ものづくり中小企業・小規模企業の基盤技術を強化するとともに、成長産業の振興や高付加価値化につながる投資の促進、外資系企業の誘致を進めます。
- ・ A I や I C T の活用を促進し、県内産業の生産性の向上等を図るとともに、イノベーションが促進される環境を整備します。
- ・ 伊勢志摩サミットの成果を三重県の未来に生かすため、「人と事業を呼び込む」、「成果を発展させる」、「次世代に継承する」、「戦略的・効果的な情報発信」の 4 つの柱に基づき、ポストサミットの取組を引き続き推進していきます。

## ※ 重点取組の考え方

平成 30 年度の重点取組については、人口減少への対応や社会経済情勢の変化、各種取組の進捗状況を踏まえ、「2 注力する取組方向」に基づき、以下に示す視点で、効果的かつ優先順位の高い取組を選定し、資源配分の重点化を図っていきます。

- ・ 適時性…平成 30 年度に重点化しなければ時機を逃してしまう取組、法改正への対応など平成 30 年度に重点化する必要がある取組
- ・ 有効性…平成 30 年度に重点化することで、目標達成に向けてより高い効果が見込まれる取組
- ・ 新規性…今までにない新たな手法、視点を取り入れるなど、これまでの取組から改善が図られている取組

### 3 行政運営

#### (行財政改革の推進)

「みえ県民カビジョン」に掲げた基本理念を実現するため、県政運営の変革を促進する「第二次三重県行財政改革取組」について、「協創・現場重視の推進」、「機動的で柔軟かつ弾力的な行財政運営」、「残された課題への的確な対応」を柱として、全庁的に推進します。

特に、協創の取組による事業の推進にあたっては、伊勢志摩サミットなどにより広がった県のさまざまなネットワークを活用し、企業や団体等との連携をさらに強化するとともに、民間の経営資源やノウハウを積極的に活用するなど、新たな発想による取組の展開を図っていきます。

#### (予算編成の基本的な考え方)

三重県の財政状況は、一般財源収入総額の大幅な伸びが見込めない中、社会保障関係経費が医療・介護の自然増等により引き続き増加を続けていることや、公債費が平成34年度に見込まれているピークに向けて増加傾向にあることに加え、人件費において本県では高齢層職員の割合が高く、退職手当の総額も高い水準にあることなど、これらの構造的な要因により、極めて硬直化した財政状況となっています。

平成30年度当初予算に向けて、歳入面では、財政調整のための基金や退職手当債などの臨時一般財源の減額が見込まれるとともに、歳出面では、社会保障関係経費をはじめとする義務的な経費が100～120億円程度、引き続き増加すると見込まれるなど、歳入歳出の両面で、より一層深刻な状況にあります。

このため、平成30年度においては、「第二次三重県行財政改革取組」を引き続き推進するとともに、「三重県財政の健全化に向けた集中取組」に沿って、臨時収入に依存しない財政運営への転換をめざし、より一層の歳入確保に取り組むとともに、経常的支出を段階的に引き下げていくなど、歳出構造の抜本的見直しを進めます。

このような中で、平成30年度は、「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」の後半となる3年目にあたり、目標達成に向けた重要な年であることから、その実現に向けた取組を着実に推進することを基本方針とし、本経営方針(案)を踏まえ、予算編成を行います。

### (組織機構及び職員定数調整の基本的な考え方)

限られた経営資源の中でも、「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」の推進とともに、社会経済情勢の変化等を踏まえた県政の諸課題に的確に対応できるよう、業務の更なる集約化等、業務執行体制を見直し、より一層簡素で効率的・効果的な組織体制を検討します。

また、三重とこわか国体・三重とこわか大会の準備・運営体制について強化を図るとともに、少子高齢化が一層進展する中、県の果たすべき役割の変化や将来の行政ニーズも見据えた組織体制を検討します。

職員定数については、全庁的に選択と集中を図るとともに、「三重県財政の健全化に向けた集中取組」における業務の廃止・見直し等に伴う定数については、三重とこわか国体・三重とこわか大会の準備・運営体制の整備に活用しつつも、削減に取り組めます。

### (コンプライアンスの推進)

これまでコンプライアンスの取組を進めてきたにもかかわらず、依然として、県民の信頼を損なうような不適切な事務処理事案や職員の不祥事が発生しています。

県民の皆さんからの信頼なくして、県政は運営できません。職員への意識付けの徹底のため、所属単位でのミーティング、所属長への対応状況の確認、再発防止に向けての全庁的な情報共有など、継続的な仕組みを設け、全職員が「コンプライアンスの日常化」に取り組んでいきます。

### (ワーク・ライフ・マネジメントの推進)

職員一人ひとりのライフサイクルや人生設計に応じて必要とされる活動にも的確に対応し、業務の選択と集中、効率的・効果的な業務遂行により、これまで以上に県民の皆さんにとって価値の高い成果を提供できる「ワーク」と「ライフ」の高度な両立の実現に向けて、「ワーク・ライフ・マネジメント」を積極的に推進します。具体的には、「ワーク・マネジメントの推進」、「ライフ・マネジメント支援の推進」、「意識・組織風土改革の推進」を柱として、全庁の時間外削減などの目標に向けて、組織的な取組を進めます。

また、教職員についても、子どもたちと向き合う時間を大切に、意欲を持って教育活動に取り組めるよう、業務の効率化、総勤務時間縮減に努めます。具体的には、時間外労働時間の削減時間やすべての公立学校において統一して実施する項目を設定し、弾力的な勤務時間制度の活用、調査・会議の見直し、専門家や外部人材の活用等の取組とともに、部活動について、指導の充実や休養日の設定等を取りまとめた「三重県部活動ガイドライン(仮称)」を策定し、取組を進めます。